# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出日】** 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第14期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社ケアネット

【英訳名】 CareNet,Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 詫摩 直也

【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷四丁目37番17号

【電話番号】 (03)6801-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 角谷 芳広

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本郷四丁目37番17号

【電話番号】 (03)6801-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 角谷 芳広

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第 1 四半期 累計(会計)期間	第13期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	627,217	2,617,333
経常利益(千円)	33,327	389,588
四半期(当期)純利益(千円)	32,377	561,001
持分法を適用した場合の投資利益(千円)		
資本金(千円)	587,830	587,830
発行済株式総数 (株 )	52,144	52,144
純資産額(千円)	2,408,376	2,519,164
総資産額(千円)	2,751,722	2,832,642
1株当たり純資産額(円)	46,176.08	48,305.16
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	620.92	10,820.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	589.82	10,103.59
1株当たり配当額(円)	-	2,750
自己資本比率(%)	87.5	88.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	15,258	189,874
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	20,448	574,776
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	76,524	406,560
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	545,965	658,197
従業員数(人)	69	66

<sup>(</sup>注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について は記載しておりません。

- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は子会社および関連会社がありませんので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。

# 2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数 (人)	69 [31]
----------	---------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
  - 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)であります。

# 第2【事業の状況】

# 1【生産、受注及び販売の状況】

# (1)外注実績

当第1四半期会計期間における外注実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
医薬営業支援サービス (千円)	148,950
マーケティング調査サービス (千円)	28,783
医療コンテンツサービス (千円)	26,231
合計 (千円)	203,966

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 医薬営業支援サービスにおける主な外注内容は、医薬・医療関連コンテンツの制作委託であります。
  - 3 マーケティング調査サービスにおける主な外注内容は、調査結果の集計・解析作業の委託であります。
  - 4 医療コンテンツサービスにおける主な外注内容は、衛星放送番組およびDVDの制作委託であります。

# (2)受注実績

当第1四半期会計期間における受注実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分別	当第1四半期 (自 平成20年 至 平成20年	年4月1日
	受注高(千円)	受注残高(千円)
医薬営業支援サービス	358,473	89,280
マーケティング調査サービス	93,619	4,172
医療コンテンツサービス	57,854	35,259
合計	509,947	128,712

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

# (3)販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績をサービス区分別およびサービス別に示すと、次のとおりであります。

	サービス区分別 / サービス別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)				
医薬	営業支援サービス(千円)	408,624				
	e ディテーリングfi(千円)	291,895				
	スポンサードWebコンテンツ制作(千円)	110,270				
	その他(千円)	6,459				
₹-	-ケティング調査サービス(千円)	105,188				
	e リサーチ™他(千円)	105,188				
医療	ティス (千円)	113,404				
	CareNetTV・メディカルCh.fi(千円)	58,883				
	ケアネットDVD他(千円)	54,521				
	合計(千円)	627,217				

# (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期 (自 平成20年 至 平成20年	4月1日
	販売高(千円)	割合(%)
ファイザー株式会社	112,453	17.9
アステラス製薬株式会社	70,321	11.2
ノバルティスファーマ株式会社	62,583	10.0

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において新たに締結、または 決定した経営上の重要な契約等はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において入手し得る情報に基づいて当社が判断したものであります。なお、今後の予測しえない経済状況の変化等様々な要因があるため、その結果について当社が保証するものではありません。

#### (1)業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題の波及による悪影響や原油・穀物等原材料価格の高騰に伴う物価上昇等により、景気の減速傾向は一層強まり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

医療業界においては、少子高齢化が急速に進むなか、国民の健康を確保するために、さまざまな医療提供体制改革が推し進められております。しかしながらその一方で、医師不足や医師の過重労働が大きな社会問題となっており、医師はますます多忙を極めております。このような状況のもと、医師が、日常診療に必要な医療情報を収集し学習するための時間は限られており、短時間で効率よく習得できる教育コンテンツに対するニーズは引き続き高まっております。

一方、製薬業界においては、薬価引下げ、ジェネリック医薬品の使用促進および医療費包括化などの医療費抑制策が強く推し進められるなか、国内外の製薬企業間の競争は一層激化し、引き続き厳しい状況にあります。そのため、製薬企業には、より的確な新薬の研究開発や、より効率的な営業・情報提供活動が強く求められております。

このような背景のなか、売上高は627百万円(前年同期比8.2%減)となり、この売上高の減少に伴う固定費比率の上昇に加え、ケアネット・ドットコム運営費12百万円の計上により、売上総利益は295百万円(前年同期比17.2%減)となりました。さらに、販売体制強化のための人員増加および会員獲得活動等の費用65百万円を計上したため、営業利益は32百万円(前年同期比80.1%減)、経常利益は33百万円(前年同期比76.9%減)、四半期純利益は32百万円(前年同期比77.4%減)となりました。

#### サービス区分別の業績は、次のとおりであります。

#### 医薬営業支援サービス

当サービスにおいては、「eディテーリングfi」の実施件数は4件(前年同期は7件)となり、「eディテーリングfi」の売上高は291百万円(前年同期比6.7%減)となりましたが、「スポンサードWebコンテンツ制作」の売上高は110百万円(前年同期比83.2%増)となり、順調に推移いたしました。

この結果、売上高は408百万円(前年同期比5.8%増)となりました。

マーケティング調査サービス

当サービスにおいては、受注型カスタム調査である「eリサーチ™」の販売から、マルチクライアント型のデータ販売の事業開発へ経営資源を一部移行したため、「eリサーチ™」の実施件数は26件(前年同期比45.8%減)となりました。

この結果、売上高は105百万円(前年同期比41.2%減)となりました。

### 医療コンテンツサービス

医師・医療従事者向け医療専門サイト「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」において、平成20年3月に開始した「ケアネット 臨床力!検定」の参加者が1万人を超えるなど、新しいサービス提供などの取り組みにより、当第1四半期会計期間末の医師会員数は8万1千人(前年同期は7万2千人)となり、順調に推移いたしました。しかしながら、医師向け教育コンテンツ「ケアネットDVD」の売上高は54百万円(前年同期比2.3%増)となったものの、医師向け教育番組「ケアネットTV・メディカルCh.fi」の売上高は58百万円(前年同期比8.9%減)となり、医療コンテンツサービスの売上高は113百万円(前年同期比3.8%減)となりました。

### (2)経営成績及び財政状態の分析

経営成績および財政状態を分析する上での視点

当社は、主として、次の3つの視点から経営成績および財務状態を分析しております。

a. 成長性の視点: 当社の中心的なサービス「 e ディテーリングfi」や「 e リサーチ™」の成長性

b. 収益性の視点:売上総利益率、および 営業利益率等の改善状況

c. 健全性の視点:流動性を初めとする財務基盤や資金調達能力に資する要因

#### 成長性

当社は、医師会員の協力を得ることにより、製薬企業向けに「医薬営業支援サービス」および「マーケティング調査サービス」を提供し、一方 医師会員の獲得を目的に医師に向けて「医療コンテンツサービス」の提供を行っております。 これらサービス別の売上高と売上構成比の推移の状況は、次のとおりであります。

回次	第10期		第11期		第12期		第13期		第14期第1四半期	
	平成17年3月		平成18年3月		平成19年3月		平成20年3月		平成20年6月	
決算年月	売上高 (百万円)	構成比 (%)								
医薬営業支援サービス	700	49.1	877	49.1	1,376	55.7	1,459	55.7	408	65.1
eディテーリングfi	241	16.9	481	27.0	959	38.8	1,102	42.1	291	46.5
スポンサードWebコンテ ンツ制作	275	19.3	291	16.3	324	13.2	260	9.9	110	17.6
その他	183	12.9	104	5.8	92	3.7	97	3.7	6	1.0
マーケティング調査サービス	248	17.4	431	24.2	566	22.9	685	26.2	105	16.8
eリサーチ™他	248	17.4	431	24.2	566	22.9	685	26.2	105	16.8
医療コンテンツサービス	393	27.5	475	26.7	527	21.4	472	18.1	113	18.1
CareNetTV・メディカル Ch.fi	329	23.0	297	16.7	274	11.1	251	9.6	58	9.4
ケアネットDVD他	63	4.5	178	10.0	253	10.3	221	8.5	54	8.7
医療連携サービス (注)	86	6.0	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,428	100.0	1,784	100.0	2,470	100.0	2,617	100.0	627	100.0

(注) 「医療連携サービス」は平成16年12月に営業譲渡を行っております。

# (ア)成長性の鍵となる医師会員数について

回次			第10期		第11期 第12期		第13期		第14期第1四半期		
		成17年3月	平	成18年3月	平	成19年3月	平	成20年3月	2	P成20年6月	
決算年月 			前年同期比		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比
医師会員数(千人)	)	49	+ 47.1	58	+ 18.3	68	+ 19.0	79	+ 15.4	81	+ 13.1

当第1四半期会計期間において、医師会員数は約2千人増加し、当第1四半期会計期間末の医師会員数は81千人(前事業年度末は79千人)となり順調に推移いたしました。また、医師会員の増加が、「eディテーリングfi」サービスや「eリサーチ™」サービスの品質を高め、実施件数および売上高を伸ばす要素であると考えております。なお、この点を示す指標については、下記「(イ)「eディテーリングfi」の成長について」および「(ウ)「eリサーチ™」の成長について」のとおりであります。

### (イ)「eディテーリングfi」の成長について

	(1) C) 1) J) II] OM, CC JV. C										
	回次	第10期		第11期		第12期		第13期		第14期 第 1 四半期	
		平原	戊17年3月	平/	成18年3月	平月	成19年3月	平	成20年3月	平月	成20年6月
	決算年月		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)
	テーリングfi」 5(百万円)	241	+ 21.0	481	+ 99.4	959	+ 99.2	1,102	+ 14.9	291	6.7
	テーリングfi」 ‡数(件)(注)1	5	-	11	+ 120.0	19	+ 72.7	22	+ 15.8	4	42.9
	実施企業数(社)	4	20	7	+ 75.0	8	+ 14.3	8	-	2	60.0
	リピートオーダー 件数 (件)(注)2	2	+ 100.0	8	+ 300.0	16	+ 100.0	20	+ 25.0	4	42.9

(注)1 「eディテーリングfi」実施件数は、各期においてサービス実施を開始した件数であります。

2 リピートオーダー件数は、同一企業による2回目以降のサービス実施件数であります。

前第1四半期会計期間は、「e ディテーリングfi 」実施件数は7件、「e ディテーリングfi 」売上高は312百万円であり、前事業年度の実施件数全体の31.8%、売上高においては28.4%を計上した期間でありました。これと比べ、当第1四半期会計期間の「e ディテーリングfi 」実施件数は4件(前年同期比42.9%減)、既実施企業からのリピートオーダー件数は4件(前年同期比42.9%減)となり、「e ディテーリングfi 」売上高は291百万円(前年同期比6.7%減)という結果となりました。

### (ウ)「eリサーチ™」の成長について

回次	第10期		第11期		第12期		第13期		第14期 第1四半期	
	平月	成17年3月	平月	成18年3月	平瓦	<b>戊</b> 19年3月	平月	成20年3月	平月	成20年6月
決算年月		前年同期比(%)		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期比 (%)
「eリサーチ™」他 売上高(百万円)	248	+ 63.5	431	+ 73.5	566	+ 31.2	685	+ 21.0	105	41.2
「eリサーチ™」他 実施 件数(件)(注)	69	+ 72.5	132	+ 91.3	142	+ 7.6	165	+ 16.2	26	45.8
「eリサーチ™」他 実施企業数(社)	16	5.9	29	+ 81.3	28	3.4	25	10.7	10	+ 11.1

(注)「eリサーチ™」他 実施件数は、各期においてサービス実施が完了した件数であります。

当第1四半期会計期間においては、「(ア)成長の鍵となる医師会員数について」に示すとおり、医師会員数の増加に伴い、製薬企業による当社会員への質の高い調査の実施が実現できております。しかしながら、前事業年度まで「eリサーチ™」は順調に売上を拡大してまいりましたが、事業上の課題も明確になってまいりました。圧倒的な会員医師(調査パネル)数を保有する当社の強みに変わりはありませんが、近年、調査会社各社もインターネット調査への取り組みを強化しており、受注競争は激化しております。また、「eリサーチ™」は受注型のカスタム調査でありますが、カスタム調査の場合、案件の内容または規模などにより、販売価格や作業工数にばらつきが生じます。特に競争が激化し販売価格等の条件が厳しくなるなかでは、利益率および生産性の低い案件が増加します。そこで、「eリサーチ™」の成長戦略を、カスタム調査のみに依存したモデルから転換する必要があります。当事業年度は、当社の強みである調査に回答する会員医師(調査パネル)数の多さとその質、および顧客企業から数多く受注してきた経験を活かし、多くの医師からの治療や処方に関するデータを収集し、個々の顧客企業のニーズに即した形で提供するマルチクライアント型のデータ販売事業を展開する予定であります。なお、既に事業開発には着手しており、受注型のカスタム調査からマルチクライアント型のデータ販売の事業開発へ経営資源を一部移行したため、当第1四半期会計期間の「eリサーチ™」の実施件数は26件(前年同期比45.8%減)、売上高は105百万円(前年同期比41.2%減)となりました。

### 収益性

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期第1四半期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成20年6月
売上総利益率(%)(注)1	39.5	37.1	47.5	48.2	47.0 (5.1%減)
販売費及び一般管理費比率(%) (注)2	36.9	32.7	30.4	32.9	41.9 (13.3%増)
営業利益(百万円)	37 ( 47.4%)	78 (+108.2%)	422 (+439.5%)	401 ( 4.9%)	32 ( 80.1%)
営業利益率(%)(注)3	2.6	4.4	17.1	15.3	5.1 (18.5%減)

- (注) 1 売上総利益率は、売上総利益を売上高で除して算出しております。
  - 2 販売費及び一般管理費比率は、販売費及び一般管理費を売上高で除して算出しております。
  - 3 営業利益率は、営業利益を売上高で除して算出しております。
  - 4 表中の( ) 書きは、前年同期比であります。

当第1四半期会計期間は、売上高の減少に伴う固定費比率の上昇に加え、ケアネット・ドットコム運営費12百万円の増加により、売上総利益率は47.0%(前年同期は52.1%)となりました。また、販売体制強化のための人員増加および会員獲得活動等の費用65百万円を計上したことにより、販売費及び一般管理比率は41.9%(前年同期は28.6%)となりました。これらの要因により、営業利益は32百万円(前年同期比80.1%減)、営業利益率は5.1%(前年同期は23.6%)となりました。

# 健全性

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期第1四半期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成20年6月
総資産額(百万円)	1,253	1,428	1,978	2,832	2,751
純資産額(百万円)	1,070	1,144	1,534	2,519	2,408
自己資本比率(%)	85.4	80.1	77.6	88.9	87.5
現金及び現金同等物(百万円)	796	857	636	658	545
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	148	101	646	189	15
流動比率(%)(注)1	628.9	459.0	419.4	835.6	737.8
流動資産比率(%)(注)2	91.7	91.2	94.2	92.5	92.1
有利子負債残高(百万円)(注)3	5	2	1	1	1

- (注) 1 流動比率は、流動資産合計額を流動負債合計額で除して算出しております。
  - 2 流動資産比率は、流動資産合計額を総資産額で除して算出しております。
  - 3 有利子負債残高は、未経過リース料残高のみとなっております。

当第1四半期会計期間末時点での現金および現金同等物残高545百万円、自己資本比率87.5%の水準、および有利子負債 残高1百万円等の各指標から健全性を確保していると判断しております。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前事業年度末と比較して112百万円減少し、545百万円(前年同期比39.8%減)となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により支出した資金は、15百万円(前年同期は161百万円)となりました。これは、主に税引前四半期純利益33百万円の計上および前受金の増加4百万円があるものの、売上債権およびたな卸資産の合計額の増加23百万円、未払費用の減少12百万円、仕入債務および未払金の合計額の減少19百万円などによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、20百万円(前年同期は13百万円の支出)となりました。これは、自社利用ソフトウェア開発等による支出17百万円および有形固定資産の購入による支出3百万円によるものであります。

# (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は、76百万円(前年同期は445百万円の収入)となりました。これは、配当金の支払いによるものであります。

### (4)事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条に定義されるものをいい、以下「基本方針」という。)ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第127条第2号ロ)の一つとして、下記のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」という。)を導入しております。

## 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

#### 基本方針の実現に資する取組み

### (ア)企業価値向上への取組み

当社は、平成8年に医療情報提供サービスを目的に創業し、平成10年7月にSKY PerfecTV!にて「CareNetTV・メディカルCh.fi」を開局。平成12年4月にはインターネット上の医師・医療従事者向け会員サイトを開設し、現在に至っております。

当社の事業モデルの基本は、医療分野における厳選した知識やノウハウを、「短時間で楽しく、解りやすく習得できる」という方針をもって加工し、提供することにあります。医師・医療従事者は、その職業人生を通じて、常に新しい知識やノウハウを習得することを求められております。ところが、近年の医療制度改定の影響を受け、医師・医療従事者の忙しさはその度合いを増しており、知識やノウハウの習得に費やす時間的余裕は年々減ってきております。従って、知識やノウハウを効率よく習得する方法が求められており、今後もそのニーズは増加すると考えられます。

以上の考え方を基に、当社は衛星放送やDVDを用いて有料の教育コンテンツを医師・医療従事者に提供しております(「医療コンテンツサービス」)。また、インターネットを用いて、医療関連コンテンツを無料で提供しております。このようにして、満足度の高い医療情報を提供し続けることで、当社に対して情報提供の許諾を与える医師会員を増やしております。

また、当社から情報提供を受ける医師会員を保有することにより、製薬企業へ医薬品の営業・マーケティング活動を支援するサービスを提供することができます。製薬企業にとっては、近年益々新薬承認の水準や新薬開発コストが上昇し、営業・マーケティング活動においてはさらなる生産性の向上が求められております。当社は、製薬企業のこのようなニーズに対し、大きく二つのサービスを提供しております。一つは、インターネットを介して医師に情報を提供することによって、MRと呼ばれる製薬企業営業員の活動の生産性向上を支援する「医薬営業支援サービス」であります。もう一つは、全国の多数の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を提供する「マーケティング調査サービス」であります。

以上のように、満足度の高い医療情報の提供を通じて医師会員を増やし、当社から情報提供を受ける医師会員に裏付けられた製薬企業への医薬品営業・マーケティング活動を支援するサービスの販売・拡充に注力していくことで、企業価値向上を図ってまいります。

### (イ)コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の業務執行の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、社内取締役、執行役員、常勤監査役および内部監査担当者の出席のもと、経営会議を月2回開催しております。経営会議では各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識および対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会および経営会議等重要な会議へ出席し、業務および財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者および監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

# (ウ)本プランの導入の必要性

当社は、上記コーポレート・ガバナンス体制のもとで、満足度の高い医療情報の提供を通じて医師会員を増やし、当社から情報提供を受ける医師会員に裏付けられた製薬企業への医薬品営業・マーケティング活動を支援するサービスの販売・拡充に注力することが、企業価値を向上させ株主の皆様の共同利益の向上に資することができると考えております。そのような考えのもと策定した当社の中期経営計画と、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者の提案内容とを株主の皆様において比較検討し、あるいはそのために必要な期間を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務として考えております。

本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、廣瀬光雄氏、藤原啓三氏、宮本巌氏が就任しております。

なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません

本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

### (ア)本プランに係る手続き

1 対象となる大規模買付等

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社 取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を 適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予 め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- ( ) 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付け
  - ( ) 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)およびその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
  - 2 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模 買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明 書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- ( ) 買付者等の概要
- (イ) 氏名または名称および住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職および氏名
- (八) 会社等の目的および事業の内容
- (二) 大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要
- (木) 国内連絡先
- (へ) 設立準拠法
- ( ) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社 の株券等の取引状況
- ( ) 買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大規模買付等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注8) その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。

#### 3 「本必要情報」の提供

上記2の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(注9)(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記2()(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ( ) 買付者等およびそのグループ (共同保有者(法10)、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細 (沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。)
- ( ) 大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法および内容 (経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取 引の仕組み、買付予定の株券等の数および買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付 等の方法の適法性を含みます。)
- ( ) 大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。
- ( ) 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。)
- ( ) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容 および当該第三者の概要
- ( ) 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要 な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の 相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ( ) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者 との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象と なっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ( ) 大規模買付等の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ( ) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者 の処遇等の方針
- ( ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### 4 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の()または()の期間(いずれも初日不算人)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

( )対価を現金(円貸)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60 日間

#### ()その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者などに通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者などとの間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

### 5 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記4の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()または()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

### ( ) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記2から4までに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

- ( )独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合
  - ( )に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。
- 6 取締役会の決議

当社取締役会は、5 に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行っまのとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。 7 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記6の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、( )買付者等が大規模買付等を中止した場合または( )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うもの

とします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 8 大規模買付等の開始

買付者等は、上記1から6に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

#### (イ)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(ア)6に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

#### (ウ)本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### 本プランの合理性

### (ア)買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保 又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の 原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。

(イ) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

# (ウ)株主意思を重視するものであること

上記 (ウ)に記載した通り、本プランの有効期限は平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。しかし、係る有効期間の満了前であっても、上記 (ウ)に記載したとおり、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。したがいまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### (エ)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等)から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

# (オ)合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 (ア)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

### (カ)デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 (ウ)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

- (注) 1.金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
  - 2.金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
  - 3.金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
  - 4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下()において同じとします。
  - 5.金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
  - 6.金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
  - 7.金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
  - 8.金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 9. 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします
  - 10.金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

なお、当社買収防衛策の概要につきましては、当社ホームページ(http://www.carenet.co.jp/)において開示しております。

### (5)研究開発活動

該当事項はありません。

# 第3【設備の状況】

(1)主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

# (2)設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

# 第4【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

# 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	200,000	
計	200,000	

# 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	52,144	52,149	東京証券取引所 マザーズ	-
計	52,144	52,149	-	-

<sup>(</sup>注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発 行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成16年6月29日開催定時株主総会の特別決議、平成16年7月20日および平成17年6月20日開催の取締役会 決議により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月29日)		
	第 1 四半期会計期間末現在 (平成20年 6 月30日)	
新株予約権の数(個)	3,645(注) 4	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,645(注) 4	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,306(注) 1	
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年3月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格および資本組入額(円)	発行価格:25,306 資本組入額:12,653	
新株予約権の行使の条件	(注) 2	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 分割または併合の比率

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後調整前×無式数新株発行前の時価払込金額払込金額既発行株式数新株発行前の時価

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、 に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、 に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

- 3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。
- 4 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使により発行した株式のほか、退職等により権利を喪失した株数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成18年6月29日開催の定時株主総会決議、平成18年7月18日および平成18年11月20日開催の取締役会決議 により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年 6 月29日)		
	第 1 四半期会計期間末現在 (平成20年 6 月30日)	
新株予約権の数(個)	526(注) 4	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	526(注) 4	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000(注) 1	
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成28年3月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格: 25,000	
発行価格および資本組入額(円)	資本組入額:12,500	
新株予約権の行使の条件	(注) 2	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×

分割または併合の比率

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

 調整後
 調整前
 株式数
 新株発行前の時価

 払込金額
 本
 一株式数
 新株発行前の時価

 扱い金額
 大砂金額
 大砂金額
 大砂金額

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、 に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、 に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

- 3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。
- 4 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は退職等により権利を喪失した株数を減じております。

(平成19年6月27日開催の定時株主総会決議、平成19年11月2日および平成19年11月19日開催の取締役会決議 により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)		
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権の数(個)	67	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	170,637(注) 1	
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成25年3月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格および資本組入額(円)	発行価格:170,637 資本組入額:85,319	
新株予約権の行使の条件	(注) 2	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×

分割または併合の比率

また、発行後に当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、資本の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、 に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。

# (3)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

# (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成20年4月1日~ 平成20年6月30日		52,144		587,830		512,952

<sup>(</sup>注) 平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が5株、資本金および資本準備金がそれぞれ63千円増加しております。

### (5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

# (6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載の内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

# 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,144	52,144	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	52,144		
総株主の議決権		52,144	

<sup>(</sup>注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が84個(議決権84個)が含まれております。

### 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名 称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式)					
計					

# 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月
最高(円)	74,800	95,500	93,800
最低(円)	66,000	69,800	65,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

# 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

# 第5【経理の状況】

# 1.四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

# 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

# 1【四半期財務諸表】 (1)【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

	当第1四半期会計期間末	前事業年度末に係る要約貸借 対照表
	(平成20年6月30日)	対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,845,965	1,958,197
売掛金	374,221	358,613
製品	14,131	12,146
仕掛品	26,931	21,490
前払費用	88,938	87,343
繰延税金資産	175,204	175,204
その他	7,999	6,596
貸倒引当金	32	31
流動資産合計	2,533,361	2,619,560
固定資産		
有形固定資産	25,971	23,487
無形固定資産	134,142	131,931
投資その他の資産	58,246	57,662
固定資産合計	218,361	213,081
資産合計	2,751,722	2,832,642
負債の部		
流動負債		
買掛金	92,806	111,310
未払法人税等	3,115	8,964
前受金	88,401	84,353
その他	159,022	108,850
流動負債合計	343,345	313,478
負債合計	343,345	313,478
純資産の部		
株主資本		
資本金	587,830	587,830
資本剰余金	892,392	892,392
利益剰余金	927,582	1,038,600
株主資本合計	2,407,805	2,518,824
新株予約権	571	340
純資産合計	2,408,376	2,519,164
負債純資産合計	2,751,722	2,832,642

# (2)【四半期損益計算書】 【第1四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	627,217
売上原価	332,173
売上総利益	295,044
販売費及び一般管理費	263,039
営業利益	32,004
営業外収益	
受取利息	1,094
その他	228
営業外収益合計	1,322
経常利益	33,327
税引前四半期純利益	33,327
法人税、住民税及び事業税	950
法人税等合計	950
四半期純利益	32,377

# (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	至 平成20年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	33,327
減価償却費	9,478
受取利息及び受取配当金	1,094
売上債権の増減額( は増加)	15,607
たな卸資産の増減額(は増加)	7,425
仕入債務の増減額( は減少)	18,503
未払金の増減額( は減少)	1,213
未払消費税等の増減額( は減少)	2,542
未払費用の増減額( は減少)	12,325
前受金の増減額( は減少)	4,047
その他	4,685
小計	11,458
法人税等の支払額	3,800
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,258
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	3,408
無形固定資産の取得による支出	17,039
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,448
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	76,524
財務活動によるキャッシュ・フロー	76,524
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	112,231
現金及び現金同等物の期首残高 	658,197
- 現金及び現金同等物の四半期末残高	545,965
	1

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

#### 【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有する製品および仕掛品については、従来、それぞれ総平均法による原価法および個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、それぞれ総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)および個別法による原価法(貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

なお、これによる損益へ与える影響はありません。

#### 2 リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によることといたしました。また、所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用することといたしました。

また、当社は、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理を適用しております。

なお、これによる損益へ与える影響はありません。

# 【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

# 【四半期財務諸表の作成に当たり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

### 【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
76,896 千円	74,686 千円

# (四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用および金額は次のとおりであります。

給与手当 79,149 千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 現金及び現金同等物の当第1四半期末残高と四半期 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成20年6月30日現在)

(千円)

現金及び預金勘定 1,845,965

預金期間が3カ月を超える

定期預金 1,300,000

現金及び現金同等物 545,965

28/32

### (株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)および当第1四半期累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

### 1.発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当第1四半期会計期間末株式数(株)	
発行済株式		
普通株式	52,144	
合計	52,144	
自己株式		
普通株式	-	
合計	-	

### 2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当第1四半期会計 期間末残高(千 円)	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	571	

# 3.配当に関する事項

### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	143,396	2,750	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金

# (リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が当第1四半期会計期間前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じて処理を行っております。なお、当四半期会計期間におけるリース取引残高は、前事業年度末に比べ著しい変動が認められないため、記載しておりません。

### (有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日現在) 該当事項はありません。

# (デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

# (持分法損益等)

当第1四半期累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

### (ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) ストック・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額および科目名 販売費及び一般管理費 231千円

# (企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

# 1.1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	46,176.08円	1株当たり純資産額	48,305.16円

# (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)		
純資産の部の合計額 (千円)	2,408,376	2,519,164		
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	571	340		
普通株式に係る四半期末 (期末)の純資産額 (千円)	2,407,805	2,518,824		
1 株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 末(期末)の普通株式の数(株)	52,144	52,144		

# 2.1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 1株当たり四半期純利益金額 620.92円 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 589.82円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	32,377
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益(千円)	32,377
期中平均株式数(株)	52,144
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	
普通株式増加数(株)	2,749
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当	
たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株	
式で、前事業年度末から重要な変動があったものの	
概要	

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

# 2【その他】

該当事項はありません。

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

株式会社ケアネット 取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 村上 眞治 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケアネットの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケアネットの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2</sup> 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。